

令和2年（行ウ）第36号 解任処分取消等請求事件

原告 名和豊春

被告 国立大学北海道大学、国

訴状の要旨

2021（令和3）年2月22日

札幌地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告訴訟代理人弁護士 小野寺信勝

1 国立大学法人法が定める解任の要件

本件解任処分が違法であることを説明する前に、総長の解任手続きについて説明します。国立大学法人法には文部科学大臣が学長を解任する場合には、手続・実体の双方の要件を充たすことを必要としています。

手続の要件としては、学長選考会議の申出が必要としています(17条4項)。

実体の要件としては、心身の故障により職務の遂行に堪えないとき、職務上の義務違反、「その他役員たるに適しない」場合でなければなりません(同法17条2項柱書)。なお、北大では「学長」を「総長」と呼称しますので、これからは「学長」を「総長」と読み替えて説明します。

この裁判では、私たちは、大きくわけて次の2つの主張をしています。一つは、総長選考会議の申出の手続きに欠陥があること、つまり、手続き的要件を充たしていないこと、もう一つは、「その他役員たるに値しない」とは言えないこと、つまり、実体的な要件を充たしていないこと、です。

それぞれについて私たちの主張内容の要旨を説明します。

2 総長選考会議の申出の手続違反

(1) まず、手続き的要件を充たしていないことについて説明します。先ほど述べたとおり、文科大臣が学長を解任するためには総長選考会議の申出が必要とされています。そして、文科大臣は選考会議の申出に法的に拘束されます。

総長選考会議の申出に文科大臣は法的に拘束される以上、選考会議の手続きに違法があれば、文科大臣の解任処分にその違法が引き継がれ、解任処分は違法になります。

- (2) 次に北大の総長選考会議の手続の違法性について説明します。北大では総長の解任申出の審議の際には、総長の申出があれば意見陳述の機会を与えなければならないことを定めています(総長選考会議規程18条2項)。ここでいう、意見陳述の機会とは実質的な反論の機会と言えなければなりません。そのためには事前に非違行為を告知したり、反論のための証拠の開示などが必要です。

しかし、総長選考会議は原告に実質的な反論の機会を与えずに、解任の申出を行いました。

選考会議は調査委員会を設置し、その調査結果をもとに解任の申出を行いました。選考会議にとって調査委員会の調査結果が自らの判断の根幹を支えています。

ところが、選考会議は調査委員会が原告本人の聞き取りを実施すると原告に通知しながら、調査委員会は原告本人からの聞き取りを一切せず、原告に非違行為があったとする調査結果をまとめました。調査委員会は原告に意見を述べる機会を与えていない点で、手続きに違反があります。

また、原告は選考会議では意見陳述を行っていますが、いずれも実質的に反論の機会を与えたと言うことができず、手続きに違反があります。選考会議が解任申出の根拠とした調査委員会の調査ではハラスメントの「被害者」とされる人が秘密裏に録音した音声データをもとに非違行為を認定しました。

しかし、総長選考会議はその反訳文の閲覧しか許さず、音声データそのものは未だに開示を拒否されています。私たちには調査委員会の調査結果やそれを基にした選考会議の判断は、証拠を基にした正しい事実認定が行われたのかはわかりません。

このように原告には非違行為の最も重要な証拠が開示されませんでした。そして、選考会議は原告に証拠に基づいた実質的な反論の機会を与えないまま、解任の申出を行いました。この点でも、総長選考会議の申出の手続きには欠陥があります。

したがって、文科大臣は選考会議の手続きの違法を引き継ぎ、解任処分も

違法となります。

3 総長選考会議の申出には実体的要件を欠く違反

次に解任の申出には実体的な要件を充たしていないことについて説明します。総長選考会議は30の非違行為を認定しましたが、そのいずれもが事実と異なるか、認定した事実から「総長たるに値しない」と評価することは誤っています。

総長選考会議が認定した事実の大部分は事実とは異なるものです。事実誤認をもとに「総長たるに値しない」と評価することはできません。

また、選考会議が認定した事実があったとしても、その事実から「総長たるに値しない」とは言えないものもあります。

例えば、選考会議は、原告が会議に使用する資料を2時間半でA4用紙1、2枚に要点整理するよう指示したことを「理不尽かつ不条理で配慮の欠く業務」と認定しています。会議前に急に資料の作成が必要になり、部下等に資料の作成を依頼することが「理不尽かつ不条理」という認定は理解に苦しみますし、このような指示をしたことが「役員たるに適しない」との評価が妥当するとは思えません。

したがって、解任処分は実体的要件も欠き、違法であると主張しています。

4 証拠開示

これから裁判では原告の非違行為の有無が争点となることは明らかです。そして、その認定は証拠に基づくべきことは言うまでもありません。しかし、先ほど述べたとおり、私たちには、原告の非違行為の最も重要な証拠である音声データは開示されていません。原告本人に証拠が開示されないまま解任処分がされたことは異常であり、北大の手法は陰湿というほかありません。

北大においては原告の非違行為を認定した根拠とした全ての証拠の開示を求めます。そこが本件訴訟の出発的になることを強調して、訴状の要旨の説明を終えます。

以上